

グレナダの入国規制措置（9月4日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 低リスク国

※直近14日間の人口10万当たりの新型コロナウイルス累積新規感染者報告数が20人未満。欧州疾病予防管理センターの情報を基づき設定（以下、中・高リスク同様。入国時のリスク区分については、到着前14日間に乗り継ぎ及び滞在した国の内、最も高いリスク国が適用される）。

（1）全ての渡航者は、到着7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。ただし、カリコム旅行圏（CARICOM bubble）からの渡航者で、到着前14日間、これらの国々に滞在していた者は、除外される。

※カリコム旅行圏：バルバドス、ドミニカ国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント

（2）全ての渡航者は、到着時に健康申告書、免責同意書及び公衆衛生位置情報フォームを提出する必要がある。

（3）保健当局の判断により、5歳以下の子どもについては、上記を免除される。

（4）到着時にPCR検査が必要と判断される場合には、渡航者の費用負担により政府認可施設に於いて、陰性結果が示されるまで検疫措置となる。同検査が陽性の場合には、7日間の再検査措置となる。PCR検査及び検疫措置費用は渡航者負担となり、位置情報認識時計（geofencing watch）が必要とされる際には、その費用も渡航者負担となる。

2 中リスク国

※直近14日間の人口10万当たりの新型コロナウイルス累積新規感染者報告数が20人以上59人以内

（1）全ての渡航者は、到着7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持及び到着時に健康申告書、免責同意書及び公衆衛生位置情報フォームを提出する必要がある。

（2）全ての渡航者は、空港到着時にPCR検査が課される。5歳以下の子どもについては、保健当局の判断により、同検査が免除される。同検査が陽性の場合には、政府認可施設に於いて、隔離措置となる。

（3）全ての渡航者は、少なくとも10日間の検疫措置となり、少なくとも2営業日は政府認可施設での検疫措置となる。その後は、残りの検疫期間を政府認可施設での検疫措置か、許可が得られれば自宅での自己隔離かが選択出来る。自宅

での自己隔離を希望する者は、位置情報認識時計の使用に合意しなければならない。

(4) PCR 検査及び検疫措置費用は渡航者負担となり、位置情報認識時計が必要とされる際には、その費用も渡航者負担となる。同時計使用料は、1日一人当たり25東カリブドルとなり、その他、預かり保証金として100東カリブドルが必要とされ、同返却時に故障等がなければ返金される。7歳未満の者については、同時計の利用は適用外となる。

3 高リスク国

※直近14日間の人口10万当たりの新型コロナウイルス累積新規感染者報告数が60人以上

(1) 全ての渡航者は、到着7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持及び到着時に健康申告書、免責同意書及び公衆衛生位置情報フォームを提出する必要がある。

(2) 全ての渡航者は、空港到着時にPCR検査が課される。5歳以下の子どもについては、保健当局の判断により、同検査が免除される。同検査が陽性の場合には、政府認可施設に於いて離措置となる。

(3) 全ての渡航者は、少なくとも14日間の検疫措置となり、少なくとも10日間は政府認可施設での検疫措置となる。その後は、残りの検疫期間を政府認可施設での検疫措置か、許可が得られれば自宅での自己隔離かが選択出来る。自宅での自己隔離を希望する者は、位置情報認識時計の使用に合意しなければならない。

(4) 政府認可施設からの退去の前には、迅速抗体検査(Rapid Test)が課される。同検査が陰性の場合には、位置情報認識時計着用の合意に基づき、検疫措置が解除され、政府認可施設からの退去が認められる。同検査が陽性の場合には、PCR検査が課され、その結果及び臨床的評価に基づき、隔離措置が解除される。

(5) PCR 検査及び検疫措置費用は渡航者負担となり、位置情報認識時計が必要とされる際には、その費用も渡航者負担となる。同時計使用料は、1日一人当たり25東カリブドルとなり、その他、預かり保証金として100東カリブドルが必要とされ、同返却時に故障等がなければ返金される。7歳未満の者については、同時計の利用は適用外となる。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。